| | |
|---|---|
| | 平成２９年第８回霧島市農業委員会定例総会 |
| 日時 | 平成２９年８月３１日（月） |
| 出席委員 | １番　木野田　安　男　　２番　西　代　秀　子　　３番　藏　原　　勇<br>４番　町　田　廣　志　　５番　元　吉　則　夫　　６番　中　丸　輝　男<br>７番　下久保　久　己　　８番　迫　田　良　信　　９番　本　村　忠　一<br>１０番　東　鶴　昭　雄　　１１番　槻　島　睦　夫　　１２番　今　川　芳　信<br>１３番　森　田　勝　美　　１４番　松　下　さえ子　　１５番　東　福　健　治<br>１６番　杢　田　正　人　　１７番　間世田　　惠　　１８番　長　﨑　惠里子<br>１９番　濵　田　康　男　　２０番　厚　地　　覺　　２１番　宮　園　　稔<br>２２番　田　尻　春　孝　　２３番　池　田　博　昭　　２４番　大　山　茂　美<br>２５番　八重尾　直　亮　　２６番　今　吉　耕　己　　２７番　岩　元　広　幸<br>２８番　上和田　明　人　　２９番　西　溜　丸　美　　３０番　重　廣　加代子<br>３１番　田　代　一　友　　３２番　今　吉　藤　雄　　３３番　中　園　真　一<br>３４番　前　島　広　紀　　３５番　谷　山　忠　憲　　３６番　笹　峯　久　雄<br>３７番　中　村　和　志 |
| 事務局<br>振興グループ<br>農地グループ<br><br><br><br><br>振興グループ | 局　　長　　内　田　　大　作<br>グループ長　　本　村　　浩　孝<br>グループ長　　池之上　　徳　幸<br>主　　査　　福　田　　智　和<br>主任主事　　山　下　　良　太<br>主任主事　　中　吉　　哲　平<br>主任主事　　江　藤　　俊　志<br>主　　査　　有　村　　大<br>主任主事　　長　友　　藍　子 |
| 議事日程 | 「諸般の報告」「事務局報告」<br>１「農地利用変更届」について<br>２「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について<br>３「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について<br>４「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について<br>５「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について<br>６「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について<br>７「あっせん申出」について<br>８「農地法第３条第２項第５号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性」について<br>９「農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について |

開会　午後２時４０分

| | |
|---|---|
| 内田事務局長 | 姿勢を正してください。一同、礼。 |
| 議長（会長 ） | 皆さん、こんにちは。本日の出席委員は３７名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成２９年第８回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので報告をさせます。事務局。 |
| 事務局 | 〔事務局より議案書の訂正について報告〕 |
| 議長（会長 ） | 次に諸般の報告、事務局報告です。事務局。 |
| 内田事務局長 | それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。<br>〔７件について報告〕<br>以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。<br>農地法第１８条第６項等の規定について、農地法関係事務処理要領の第９の３の（３）の規定により、１２件通知があったことを報告します。また、３条取消が１件、５条取消が１件提出されております。以上で報告を終わります。 |
| 議長（会長） | 諸般の報告、事務局報告が終わりました。それでは議事に入ります。 |

△　議案第１号　　「農地利用変更届」について

| | |
|---|---|
| 議長（会長） | 議案第１号「農地利用変更届について」を議題といたします。<br>当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が２件提出されましたので、審議を求めます。<br>それでは、調査委員の意見報告をお願いします。１番を１番委員。 |
| １番委員 | １号１番を報告します。<br>申請地は霧島総合支所の西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は川、南は宅地、東は宅地、西は田である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は現状のまま利用するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | ２番を４番委員。 |
| ４番委員 | １号２番を報告します。<br>申請地は市営第２菩提寺団地の南西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は畑、南は宅地、東は道路、西も道路である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は２０ｃｍ盛土をするものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | ただいま調査委員からの意見報告が終わりました。これより審議に入ります。只今の報告について質疑・討論はありませんか。 |
| | 〔「なし」との声あり〕 |
| 議長（会長） | これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地利用変更届の２件については妥当であるという意見です。受理することに賛成の方の挙手を求めます。 |
| | 〔全員挙手〕 |
| 議長（会長） | 全員賛成であります。よって、議案第１号「農地利用変更届について」は、受理することに決定いたしました。 |

△　議案第２号　　「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について

| | |
|---|---|
| 議長（会長） | 次に、議案第２号「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の所有権移転１件、農用地利用集積計画（案）の利用権設定３８件、農地中間管理権の取得１０件の合計４９件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定３８件のうち３６件と、農地中間管理権の取得１０件は、再設定及び認定農業者に係る案件、農地中間管理権でありますのでご承認いただくこととし、新規の２件についてのみ審議を行います。それでは調査委員の意見報告を求めます。所有権移転の１番を３０番委員。 |
| ３０番委員 | 所有権移転の１番について報告いたします。<br>本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で申請地１筆＊＊円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成２９年８月７日に提出されました。以下、譲受人が基盤強化法にて所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告いたします。譲受人は、認定農業者であり、現在４９，３７５㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事していると認められる。農機具も完備している。あっせん譲受等候補者名簿の国分地区＊＊番に記載されており、その経営面積も、あっせん基準の８０ａを超えている。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 利用権設定の１８番を５番委員。 |
| ５番委員 | 利用権設定の１８番について報告いたします。<br>借人は、現在１１，１０９㎡のすべてについて耕作している。専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に２８番を１番委員。 |
| １番委員 | 利用権設定の２８番を報告いたします。<br>借人は担い手農家であり、現在１０，１４８㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | ただいま、調査委員から意見報告が終わりました。補足・説明があれば発言を許可します。 |
| | 〔「なし」との声あり〕 |
| 議長（会長） | この件について質疑・討論はありませんか。 |
| | 〔「なし」との声あり〕 |
| 議長（会長） | これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農用地利用集積計画（案）については、農業経営基盤強化促進法第１８条の各要件を満たしており、妥当なものであるとの意見です。これらについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。 |
| | 〔全員挙手〕 |
| 議長（会長） | 全員賛成であります。よって、議案第２号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」は、承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。 |

△議案第３号　「農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について

| | |
|---|---|
| 議長（会長） | 次に「農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について」を |

| | |
|---|---|
| | 議題といたします。<br>農地法第３０条第１項の規定に基づき、農地の利用状況調査の結果に伴う、農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、当委員会での審議を求めます。調査委員の説明を求めます。１番から４番を１番委員。 |
| １番委員 | １番から４番をまとめて報告します。<br>本農地は、平成２０年に実施された耕作放棄地全体調査において、非農地と判断され、同年１２月定例総会で農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないと決定がなされています。<br>本農地は、８月に非農地取消願いが提出されたことから、農地法第３０条第１項の規定に基づく農地の利用状況調査の結果、農地への復元がなされ、耕作し得る状態であることを確認いたしました。よって、１番から４番の畑４筆、面積７，７９３㎡につきましては、農地法第２条第１項に規定する農地に該当すると判断いたしました。以上です。 |
| 議長（会長） | ５番を２４番委員。 |
| ２４番委員 | ５番を報告します。<br>本農地は平成２０年に実施された耕作放棄地全体調査において、非農地と判断され同年１２月定例総会で農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないと決定がなされています。<br>本農地は８月に農地台帳登載申請が提出されたことから、農地法第３０条第１項の規定に基づく農地の利用状況調査の結果、農地への復元がなされ耕作し得る状態であることを確認いたしました。よって、５番の畑１筆、面積１，９７１㎡につきましては、農地法第２条第１項に規定する農地に該当すると判断いたしました。以上です。 |
| 議長（会長） | ただいま、調査委員からの意見報告が終わりました。補足・説明があれば発言を許可します。 |
| | 〔「なし」との声あり〕 |
| 議長（会長） | この件について質疑・討論はありませんか。 |
| | 〔「なし」との声あり〕 |
| 議長（会長） | これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの判断については、農地に該当するとの判断です。賛成の方の挙手を求めます。 |
| | 〔全員挙手〕 |
| 議長（会長） | 全員賛成であります。よって、議案第９号「農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について」は、農地とすることに決定いたしました。 |

△　議案第４号　「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について

| | |
|---|---|
| 議長（会長） | 次に、議案第４号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第３条の規定による許可申請の所有権移転９件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。また、牧園の４は議事参与の関係で別途審議いたします。それでは、調査委員の意見報告を求めます。１番と２番を１３番委員。 |
| １３番委員 | ４号１番を報告します<br>申請地は溝辺総合支所の南に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１５，９３７㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 |

| | |
|---|---|
| | ４号２番を報告します<br>申請地は上石原自治公民館の北西に位置しており、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は４，７６７㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。この地区は基盤整備予定地で、この方は参加されないということで売買されたということです。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に３番を１０番委員。 |
| １０番委員 | ４号３番を報告します<br>申請地は柿木集落センターの北西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は９，７４９㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に５番を１番委員。 |
| １番委員 | ４号５番を報告します。<br>申請地は霧島総合支所の東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１４，７８５㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に６番から８番を２番委員。 |
| ２番委員 | ４号６番を報告します。<br>申請地は隼人東インターの南西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具の不足分はこれから揃えるということです。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は３，６２５㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。<br>次に４号７番を報告します。<br>申請地は松山公民館の北東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は２，１９８㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な |

| | |
|---|---|
| | 利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。<br>４号８番を報告します。<br>申請地は住吉公民館の南東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は５，６９７㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に９番を３７番委員に代わり１１番委員。 |
| １１番委員 | ４号９番を代読します。<br>申請地は鳥越公民館の南西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は３，７１４㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | ただいま調査委員からの意見報告が終わりました。補足説明があれば発言を許可します。 |
| | 〔「なし」との声あり〕 |
| 議長（会長） | この件について質疑・討論はありませんか。 |
| | 〔「なし」との声あり〕 |
| 議長（会長） | これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請９件のうち、牧園の４番を除く８件は、農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可相当という意見です。これらについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。 |
| | 〔全員挙手〕 |
| 議長（会長） | 全員賛成であります。よって、議案第４号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」は、牧園の４を除き許可することに決定いたしました。 |
| 議長（会長） | 次に牧園の４番を審議いたしますので、＊＊＊番委員は退席を願います。 |
| | 〔＊＊＊番委員　退席〕 |
| 議長（会長） | これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。４番を２１番委員。 |
| ２１番委員 | ４号４番を報告します。<br>申請地は万膳４区自治公民館の北東に位置しており、現況は田である。申請地には受人が平成３２年５月３１日までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって合意解約通知が提出されている。受人は３名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は４６，０６９㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。 |

| | |
|---|---|
| 議長（会長） | ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明があれば発言を許可します。 |
| | 〔「なし」との声あり〕 |
| 議長（会長） | ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。 |
| | 〔「なし」との声あり〕 |
| 議長（会長） | これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請牧園の４は、農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可相当という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。 |
| | 〔全員挙手〕 |
| 議長（会長） | 全員賛成であります。よって、議案第４号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」の牧園の４番は、許可することに決定いたしました。＊＊＊番委員は着席してください。 |
| | 〔＊＊＊番委員着席〕 |

△ 議案第５号　「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

| | |
|---|---|
| 議長（会長） | 次に、議案第５号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の用途区分変更１件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。議事参与の関係で＊＊＊番委員は退席を願います。 |
| | 〔＊＊＊番委員　退席〕 |
| 議長（会長） | それでは、事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。１番を２２番委員。 |
| ２２番委員 | ５号用途区分変更の１番を報告します。<br>申請地は北園集落センターの北西に位置しており、現況は育苗ハウス及び農機具格納庫である。申請地の北は宅地、南は畑、東は牛舎、西は道路である。用途区分変更目的は育苗ハウス及び農機具格納庫にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足説明があれば発言を許可します。 |
| | 〔「なし」との声あり〕 |
| 議長（会長） | ただいまの報告について質疑・討論はありますか。 |
| | 〔「なし」との声あり〕 |
| 議長（会長） | これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農業振興地域整備計画の一部変更の用途区分変更１件についてはやむを得ないという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。 |
| | 〔全員賛成〕 |
| 議長（会長） | 全員賛成であります。よって、議案第５号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の用途区分変更１件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。＊＊＊番委員は着席してください。 |
| | 〔＊＊＊番委員着席〕 |

△　議案第６号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について

| | |
|---|---|
| 議長（会長） | 次に議案６号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が２件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。１番を１２番委員。 |
| １２番委員 | ６号１番を報告いたします。<br>申請地は国分向花小学校の西に位置し、現況は荒地である。申請地の東は駐車場、西は畑と宅地、南は宅地、北は道路である。転用目的は宅地分譲４区画を建設するものである。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域に該当するものと思われる。家庭用排水は浄化槽を通じて道路側溝に流す計画で問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に２番を２番委員。 |
| ２番委員 | ６号２番を報告いたします。<br>申請地は富隈地区公民館の北東に位置し、現況は畑である。申請地の東は道路、西は宅地と畑、南は宅地、北は畑と駐車場である。転用目的は宅地分譲５区画と通路を建設するものである。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域に該当するものと思われる。家庭用排水は下水道に流す計画で問題ないものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | ただいま調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。 |
| | 〔「なし」との声あり〕 |
| 議長（会長） | これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地転用事業計画変更申請２件については、事業計画変更はやむを得ないという意見です。<br>これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。 |
| | 〔全員賛成〕 |
| 議長（会長） | 全員賛成であります。よって、議案第６号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、許可することに決定いたします。 |

△　議案第７号　　「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について

| | |
|---|---|
| 議長（会長） | 次に、議案第７号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第４条の規定による許可申請が８件提出されましたので、この処分について審議を求めます。事前に現地調査が行われておりますので、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。１番を１２番委員。 |
| １２番委員 | ７号１番について報告します。<br>申請地はイオン隼人国分店の東に位置し、現況は雑種地である。なお、平成２９年４月頃造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定 |

| | |
|---|---|
| | められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については造成済みの為、不要である。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１６６㎡であり、駐車場を建設するには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路と道路、西は道路、南は不耕作地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に２番を２３番委員。 |
| ２３番委員 | ７号２番を報告します。<br>申請地は切明公民館の南西に位置し、現況は牛舎、農機具倉庫である。なお、平成５年頃、牛舎、農機具倉庫を建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みの為、不要。法定小作人なし。転用目的は牛舎、農機具倉庫を建設するものであり、すでに実現済みである。計画面積は１，２０５㎡であり、牛舎、農機具倉庫を建築するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑と宅地、西は山林、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に３番を３２番委員。 |
| ３２番委員 | ７号３番を報告します。<br>申請地は三縄公民館の北西に位置し、現況は竹林である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林、クヌギを植林するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，１９７㎡であり、申請地にすべて植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は山林、南も山林、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に４番を２１番委員。 |
| ２１番委員 | ７号４番を報告します。<br>申請地は牧神自治公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅と車庫を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は８２８㎡の内４９８㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に５番から６番を４番委員。 |
| ４番委員 | ７号５番を報告します。<br>申請地は見次公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思 |

| | |
|---|---|
| | われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は道路を拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１０４㎡であり、道路を拡張するには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は道路、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。<br>続きまして７号６番を報告します。<br>申請地は見次公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅２棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，２７１㎡であり、共同住宅２棟を建設するには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は田、南は田、北は道路である。隣接地については被害防計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に７番を１１番委員。 |
| １１番委員 | ７号７番を報告します。<br>申請地は福山総合支所の南東に位置し、現況は畑であり、一部果樹が植えてある。農地区分は、申請地から３００m以内に福山総合支所があるため、３種農地の３００m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ない。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は８２１㎡であり、クヌギ２００本を申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は里道、西は宅地、南は道路、北は運動公園である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に８番を２０番委員。 |
| ２０番委員 | ７号８番を報告します。<br>申請地は杉渡公民館の南東に位置し、現況は畑と牛舎である。なお、平成１７年頃、牛舎を建設してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は牛舎、農業用倉庫、放牧場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，０２９㎡であり、牛舎、農業用倉庫、放牧場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は道路、北は牛舎である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | ただいま調査委員の意見報告がありました。補足の説明はありませんか。 |
| | 〔「なし」との声あり〕 |
| 議長（会長） | ただいまの報告にについて質疑・討論はありませんか。 |
| | 〔「なし」との声あり〕 |
| 議長（会長） | これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第４条の規定による許可申請の８件は、転用はやむを得ないということで許可相当という意見です。これについて賛成の方の |

| | |
|---|---|
| | 挙手を求めます。 |
| | 〔賛成多数〕 |
| 議長（会長） | 賛成多数であります。よって、議案第７号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可するということに決定しました。つきましては、９月６日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。 |

△　議案第８号　「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について

| | |
|---|---|
| 議長（会長） | 次に、議案第８号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第５条の規定による許可申請３９件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。また、２０番と２３番は議事参与の関係で別途審議いたします。まず１番と２番を１９番委員。 |
| １９番委員 | ８号１番を報告します。<br>申請地は重久郵便局の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４４０㎡であり、倉庫を建設するには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は田、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。<br>８号２番を報告します。<br>申請地は重久郵便局の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は５９５㎡であり、駐車場に利用するには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地と畑、西は雑種地、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | ３番を２１番委員。 |
| ２１番委員 | ８号３番を報告します。<br>申請地は青葉小学校の東に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売４棟と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，２６１㎡であり、建売４棟と通路を建設するには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は宅地、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | ４番を１９番委員。 |
| １９番委員 | ８号４番を報告します。 |

| | |
|---|---|
| | 申請地は剣之宇都公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，４２６㎡であり、貸駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は田、南は田、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | ５番と６番を２０番委員。 |
| ２０番委員 | ８号５番について報告します。<br>申請地は霧島市水道部の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人は使用貸借権が設定されています。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２７８㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は畑と道路、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。<br>次に、８号６番を報告します。<br>申請地は芦谷公民館の南西に位置し、現況は荒地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，１３１㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は河川、西は荒地、南も荒地、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に７番と８番を１２番委員。 |
| １２番委員 | ８号７番を報告します。<br>申請地はイオン霧島店の東に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲２区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１９４㎡であり、宅地分譲２区画に利用するためには相当な面積であると思われる。また、隣接地の宅地４７５㎡を一体利用するもので、全体計画面積は６６９㎡である。都市計画の用途が定められた第１種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は田、西は宅地、南は田、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。<br>８号８番を報告します。<br>申請地は国分向花小学校の西に位置し、現況は荒地である。農地区分は、都市計画区域内で |

| | |
|---|---|
| | 用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲４区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，３５５㎡であり、宅地分譲４区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第１種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は駐車場、西は宅地と畑、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | ９番を６番委員。 |
| ６番委員 | ８号９番を報告します。<br>申請地は小畑公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３０７㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | １０番と１１番を２１番委員。 |
| ２１番委員 | ８号１０番を報告します。<br>申請地は国分北小学校の南西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は５２３㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるが、超過面積の理由書は添付されているため妥当と思われる。申請地の東は田、西は道路、南は田、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。<br>次に、８号１１番を報告します。<br>申請地は国分北小学校の南西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３９１㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は田、西は田、南は田、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | １２番を６番委員。 |
| ６番委員 | ８号１２番を報告します。 |

| | |
|---|---|
| | 申請地は新清水団地の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲５区画と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，６６１㎡であり、宅地分譲５区画と通路にするためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第１種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は田、南は水路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に１３番を２３番委員。 |
| ２３番委員 | ８号１３番を報告します。<br>申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲１区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２２２㎡であり、宅地分譲１区画を建設するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第１種住居地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | １４番と１５番を２０番委員。 |
| ２０番委員 | ８号１４番を報告します。<br>申請地は東国分保育園の西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅９棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２，４３８㎡であり、建売住宅９棟を建設にするためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は田、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。<br>８号１５番を報告します。<br>申請地は国分湊地区自治公民館の南西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅３棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は９６６㎡であり、建売住宅３棟を建設にするためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は道路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に１６番を２３番委員。 |

| | |
|---|---|
| ２３番委員 | ８号１６番を報告します。<br>申請地は今別府自治公民館の北に位置し、現況は道路である。なお、年月日不詳で通路にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。この資金については道路整備に使う資金になります。法定小作人なし。転用目的は通路拡張をするものであり、すでに実現している。計画面積は２７㎡であり、通路拡張するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に１７番を２９番委員。 |
| ２９番委員 | ８号１７番を報告します。<br>申請地は陵南自治公民館の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，１２１㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は畑と宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に１８番を２６番委員。 |
| ２６番委員 | ８号１８番を報告します。<br>申請地は陵南中学校の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は店舗を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２４９㎡であるが、区画整理区域内仮換地で実測面積は１６５㎡であり、店舗にするには妥当と思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は宅地、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に１９番を２３番委員。 |
| ２３番委員 | ８号１９番を報告します。<br>申請地は鹿児島空港の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は９８３㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は水路、南は畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に２１番を２２番委員。 |

| | |
|---|---|
| ２２番委員 | ８号２１番を報告します。<br>申請地は正牟田活性化センターの北に位置し、現況は牛舎及び堆肥置場である。なお、平成１０年頃、牛舎及び堆肥置場を建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要である。法定小作人なし。転用目的は牛舎及び堆肥置場を建設するものであり、すでに実現している。計画面積は１，８６８㎡であり、牛舎、堆肥置場を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に２２番を１５番委員。 |
| １５番委員 | ８号２２番を報告します。<br>申請地は牧園総合体育館の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は７８３㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は畑、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に２４番を２４番委員。 |
| ２４番委員 | ８号２４番を報告します。<br>申請地は真孝西公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，２３５㎡であり、資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は不耕作地、南は道路、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に２５番を２８番委員。 |
| ２８番委員 | ８号２５番を報告します。<br>申請地は隼人西インターチェンジの北に隣接し、現況は一時転用地で雑種地である。農地区分は、申請地からおおむね３００m以内に高速インターチェンジ出入口があるため、３種農地の３００m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は事務所・倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２，６１０．４６㎡であり、事務所の倉庫を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に２６番を２３番委員。 |
| ２３番委員 | ８号２６番を報告します。 |

| | |
|---|---|
| | 申請地は小田東公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は、建売住宅２棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は７２０㎡であり、建売住宅２棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は宅地と田、北は道路である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため、支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に２７番から２９番を２４番委員。 |
| ２４番委員 | ８号２７番を報告します。<br>申請地は川尻公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は、一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１６５㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は宅地、北は畑である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため、支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。<br>次に、８号２８番を報告します。<br>申請地は鹿児島高等専門学校の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は、一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２８６㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は荒地、南は道路、北は道路である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため、支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。<br>次に、８号２９番を報告します。<br>申請地は松山公民館の東に位置し、現況は荒地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は６３㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東西南北は荒地である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため、支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に３０番から３３番までを２番委員。 |
| ２番委員 | ８号３０番を報告します。<br>申請地は隼人町新川防災センターの東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該 |

| | |
|---|---|
| | 当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は、一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４９６㎡であり一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は畑と宅地、西は宅地、南は道路、北は道路である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため、支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。<br>次に、８号３１番を報告します。<br>申請地は住吉運動公園の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は、資材置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４８８㎡であり、資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は畑と宅地、南は宅地、北は畑である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため、支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。<br>次に、８号３２番を報告します。<br>申請地は富隈地区公民館の北東に位置し、現況は畑の不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は、宅地分譲２区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は６８０㎡であり、宅地分譲２区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第１種低層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は宅地、北は宅地である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため、支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。<br>８号３３番を報告します。<br>申請地は富隈地区公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は、宅地分譲と通路にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は５９７㎡であり、また、隣接地の雑種地と５条許可地の７２１．６２㎡を一体利用するもので、全体計画面積は１，３１８．６２㎡である。宅地分譲５区画と通路に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第１種低層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は宅地、北は５条許可地と畑である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため、支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に３４番と３５番を３７番委員に代わり１１番委員。 |
| １１番委員 | ８号３４番を代読します。<br>申請地は山野公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付 |

| | |
|---|---|
| | されている。法定小作人なし。転用目的は、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２９９㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は５条申請地、西、南は宅地、北は道路である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため、支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。<br>次に、８号３５番を代読します。<br>申請地は山野公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２６３㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は５条申請地、南は宅地、北は道路である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため、支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に３６番を１１番委員。 |
| １１番委員 | ８号３６番を報告します。<br>申請地は福山総合支所の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、申請地から３００ｍ以内に福山総合支所があるため、３種農地の３００ｍ以内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２９２㎡であり、申請地にクヌギ６０本を全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は宅地、南は宅地、北は里道である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に３７番と３８番を１９番委員。 |
| １９番委員 | ８号３７番を報告します。<br>申請地は牧之原小学校の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，２２１㎡であり、太陽光パネル２８０枚、総出力７８．４ｋＷの太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑と宅地、西は雑種地、南は宅地、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。<br>８号３８番を報告します。<br>申請地は川路原構造改善センターの北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は、農業用倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，４７６㎡であり、農業用倉庫を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は畑、南は畑、北は道路である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため、支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上 |

| | |
|---|---|
| | です。 |
| 議長（会長） | 次に３９番を２４番委員。 |
| ２４番委員 | ８号３９番を報告します。<br>申請地は杉渡公民館の西に位置し、現況は山林である。なお、平成２年１０月頃、植林してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については植林済みのため不要である。法定小作人なし。転用目的は、山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は６３㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は荒地、西は道路、南は荒地、北は道路である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため、支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。 |
| | 〔「なし」との声あり〕 |
| 議長（会長） | ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。 |
| 議長（会長） | ４番委員。 |
| ４番委員 | 国分の１、２号に対して、申請面積が合わせて１，０３５㎡ですが、１，０３６㎡のうちとなっています。１㎡残地として残して申請されたのでしょうか。 |
| 議長（会長） | 事務局。 |
| 中吉主任主事 | これは１筆を２つに分けております。この１㎡ですが、申請面積は実測となっていますのでどうしても登記面積とずれがでてきてしまうというのが実状です。 |
| 議長（会長） | ４番委員。 |
| ４番委員 | 本来であれば１㎡の説明が必要じゃないかと思いますが、必要ではないのでしょうか。 |
| 議長（会長） | 事務局。 |
| 中吉主任主事 | 実測なのでどうしても登記面積と誤差は必ず生じてしまいます。今後分筆され、地番が振られるので調整されると思います。今は農地ですが、宅地、雑種地となれば小数点以下の数値も登記されると思います。 |
| ４番委員 | わかりました。 |
| 議長（会長） | 他にありませんか。 |
| 議長（会長） | １６番委員。 |
| １６番委員 | ２９番で駐車場を建設するということですが、東西南北荒地ということなので道路のないところに駐車場を建設するのでしょうか。 |
| 議長（会長） | ２３番委員。 |
| ２３番委員 | 隣接地に国道ができて道路拡張にかかるとのことで、拡張したら駐車場を作るということのようです。 |
| 議長（会長） | 他にありませんか。 |
| 議長（会長） | ２１番委員。 |
| ２１番委員 | 以前は私も同じ担当区だったのですが、３７番の福山の太陽光です。太陽光の申請が少なくなっている中で、市外の方が申請するわけですが隣接地の下のほうに風力発電があって、そこが問題となった箇所です。農業委員会としても集落に説明をしなければ許可しないなどの条件付にするなどの権限はないのでしょうか。 |
| 議長（会長） | 事務局。 |
| 中吉主任主事 | 太陽光ですか？ |

| | |
|---|---|
| 議長（会長） | ２１番委員。 |
| ２１番委員 | 太陽光や風力発電などです。 |
| 議長（会長） | 事務局。 |
| 中吉主任主事 | 農地法の中では、集落に説明しなければならないなどの決まりはありませんが、被害防除計画書の中に少なくとも隣接地については工事の計画などは説明しなければならないということが書かれています。 |
| 議長（会長） | ２１番委員。 |
| ２１番委員 | 風力発電の場所ですが、いろいろと問題があったところですが、見たところもう回っていないようです。風力発電にせよ、太陽光にせよ、被害防除計画書はあったわけですが、今後ちゃんとするのか確約のようなものはないのでしょうか。 |
| 議長（会長） | 事務局。 |
| 中吉主任主事 | 被害防除誓約書がその代わりになっていると思います。被害防除に関する誓約書ということで、「今回私が下記農地を転用するにあたっては、別紙被害防除計画書により被害防除に努めるとともに、仮に隣接地の農地等に被害が発生する恐れが生じた場合、又は、被害が発生した場合は、別紙被害防除計画書に関わらず、その防除について万全の措置をいたします。なお、隣接土地所有者等へは工事着手前に事業計画の説明を行うとともに、工事中又は工事完了後において、隣接土地所有者等から苦情があった場合は、自らの責任で誠意をもって対処いたします。」とあり、署名捺印までもらっていますので確約書等の代わりになっていると思います。 |
| ２１番委員 | わかりました。 |
| 議長（会長） | 事務局に確認ですが、３９番の始末書付の現況は畑ということと、横川の２１番の牛舎にしてしまったという現況は、畑というのは申請書のとおりということですか。 |
| 中吉主任主事 | 登記の地目は違いますが、現況は申請書のとおりです。 |
| 議長（会長） | 他に質疑・討論はありませんか。 |
| | 〔「なし」との声あり〕 |
| 議長（会長） | これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第５条の規定による許可申請の３７件のうち、２０番と２３番を除く３５件は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。 |
| | 〔全員挙手〕 |
| 議長（会長） | 全員賛成であります。よって、議案第８号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可ということに決定いたしました。<br>つきましては９月６日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。<br>次に、横川の２０番を審議いたしますので、＊＊＊番委員は退席を願います。 |
| | 〔＊＊＊番委員　退席〕 |
| 議長（会長） | これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。２０番を５番委員。 |
| ５番委員 | ８号２０番を報告します。<br>申請地は北園集落センターの西に位置し、現況は山林である。なお、年月日不詳で山林にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については植林済みのため不要である。法定小作人なし。転用目的は、山林にするものであり、計画性も妥当であるため実 |

| | |
|---|---|
| | 現は確実と思われる。計画面積は２６５㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東、西、南、北は山林である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため、支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。 |
| | 〔「なし」との声あり〕 |
| 議長（会長） | ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。 |
| | 〔「なし」との声あり〕 |
| 議長（会長） | これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第５条の規定による許可申請の２０番は、転用はやむを得ないということで許可相当という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。 |
| | 〔全員挙手〕 |
| 議長（会長） | 全員賛成であります。よって、議案第８号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について」の２０番は、転用は許可ということに決定いたしました。<br>つきましては９月６日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。＊＊＊番委員は着席してください。 |
| | 〔＊＊＊委員　着席〕 |
| 議長（会長） | 次に２３番を審議いたしますので、＊＊＊番委員は退席を願います。 |
| | 〔＊＊＊番委員　退席〕 |
| 議長（会長） | これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。２３番を２２番委員。 |
| ２２番委員 | ８号２３番を報告します。<br>申請地は万膳４区自治公民館の北東に位置し、現況は牛舎、堆肥舎である。なお、平成５年７月頃、牛舎堆肥舎を建設してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要である。法定小作人なし。転用目的は、牛舎、堆肥舎を建設するものであり、すでに実現している。計画面積は１，０９６㎡であり、また、隣接地の山林１，７１７㎡を一体利用するもので、全体計画面積は２，８１３㎡である。牛舎、堆肥舎に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は道路、北は畑である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため、支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。 |
| | 〔「なし」との声あり〕 |
| 議長（会長） | ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。 |
| | 〔「なし」との声あり〕 |
| 議長（会長） | これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第５条の規定による許可申請の２３番は、転用はやむを得ないということで許可相当という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。 |
| | 〔全員挙手〕 |
| 議長（会長） | 全員賛成であります。よって、議案第８号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について」の２３番は、転用は許可ということに決定いたしました。 |

| | |
|---|---|
| | つきましては９月６日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。＊＊＊番委員は着席してください。 |
| | 〔＊＊＊番委員　着席〕 |
| 議長（会長） | ここで事務局より説明があります。 |
| 池之上グループ長 | 先ほどの２１番委員からご指摘がありました太陽光の件ですが、被害防除計画書の中に書かれている文言を確実に遵守するよう事務局の方でも注意して申し添えるようにしたいと思います。 |

△　議案第９号　「あっせん申出」について

| | |
|---|---|
| 議長（会長） | 次に、議案第９号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施手続規程によるあっせん申し出の売渡希望１件、貸付希望３件、借受希望１件の合計５件が提出されましたので、審議を求めます。調査委員の報告をお願いします。売渡希望の１番を１６番委員。 |
| １６番委員 | この申し出の場所は山間部の迫田にあり、全体で１町５反ほどありますが、この辺りがほとんど不耕作地になっています。この申請地も１４～５年前から不耕作地です。農振地であるために非農地にもできない状況です。申請者の方には、あっせんはできないと伝えてあります。 |
| 議長（会長） | 次に貸付希望の２番を１３番委員。 |
| １３番委員 | この２筆は周囲がすべて山林で約１０町歩程度の団地です。イノシシが出るので、芋とか野菜は無理です。畑かんの水もきておりません。ただし、６５％位は国分の方が借りていて麦を耕作しています。この間もう少し借りてくれと言いましたところ、無理だと言われましたが、お願いしてみます。以上です。 |
| 議長（会長） | 貸付希望の３番を２４番委員。 |
| ２４番委員 | １，２４７番と１，２４８番は３年ほど不耕作地であるが、大型の農業機械を入れたら耕運できると思いますのであっせんを受けたいと思います。ただ、隣の１，２００番の６は竹が生い茂っているためあっせんは受けられないと思います。以上です。 |
| 議長（会長） | 売渡希望の４番を１１番委員。 |
| １１番委員 | 場所は下牧之原になります。日当たりは良いですが、若干くぼ地になっているので水はけが少し悪いというところです。昨年までさつまいもの栽培をされていましたが、あまり収益が上がらないということですが、申請が出ていますので３５番委員と協力してあっせんを受けたいと思います。 |
| 議長（会長） | 借受希望の１番を１９番委員。 |
| １９番委員 | 希望面積が広く地域が木原・川原ということで、なかなか難しいですが、借人が３０歳という若さなので、あっせんを受けたいと思います。以上です。 |
| 議長（会長） | ただいま調査委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。 |
| | 〔「なし」との声あり〕 |
| 議長（会長） | これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。あっせん申出の売渡希望１件については、あっせんは行わないとの報告がありました。貸付希望３件、借受希望１件の合計４件については、あっせんを行うことに賛成の方の挙手を求めます。 |
| | 〔多数挙手〕 |
| 議長（会長） | 賛成多数であります。よって、議案第９号「あっせん申出について」は、売渡希望の国分の１及び福山の３番の一部を除きあっせんを行うことに決定いたしました。それでは、あっせん |

| | |
|---|---|
| | 委員を指名いたします。<br>　貸付希望の２番を１３番委員と２７番委員に、３番を２４番委員と１１番委員に、４番を１１番委員と３５番委員に、借受希望の１番を１９番委員と１６番委員。<br>　以上のとおりあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。<br>　以上で、平成２９年第８回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。<br>　次に、その他はありませんか。 |
| | 〔「なし」との声あり〕 |
| 議長（会長） | 　これで平成２９年第８回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。 |
| 内田事務局長 | 　姿勢を正して下さい。一同、礼。 |

「閉　会　　午後　４時３５分」

　　番

　　番

　　番